

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上的一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-377 HbA1c の算定間隔(糖尿病疑い)について

《令和 7 年 3 月 6 日新規》

○ 取扱い

糖尿病疑いに対する D005「9」HbA1c の算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回とする。

○ 取扱いの根拠

HbA1c は、過去 1 か月から 3 か月の平均血糖値を反映する。

以上のことから、糖尿病疑いに対する D005「9」HbA1c の算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回が妥当な間隔と判断した。

ただし、D005「9」HbA1c については、厚生労働省通知※において、「(略) クロザビンを投与中の患者については、ヘモグロビン A1c (HbA1c) を月 1 回に限り別に算定できる。」と示されており、この要件に合致する薬剤を投与している場合は、この限りではない。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について